



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

事案一覧

(1)2002年8月三井物産:

モンゴルにディーゼル発電施設を供与する政府開発援助（ODA）を巡り、大手総合商社「三井物産」が2001年以降、発注側のモンゴル政府高官に現金百数十万円を手渡していたとされる事案です。

東京地検特捜部も同様の事実を把握し、提供資金が発電施設設置事業に絡む賄賂だったと判断し、法人としての同社と社員に対する不正競争防止法違反容疑で捜査した結果、刑事事件としての立件は見送られた様子です。

(2)2007年九電工の現地法人役員等によるフィリピン国家捜査局への賄賂:

九電工の現地子会社に出向していた2人は、自社の自動指紋照合システムの契約を早期に結ばせようと、2004年4月、フィリピンの国家捜査局局長ら幹部2人が来日した際、計80万円相当のゴルフクラブセットなどを贈りました。福岡簡裁はそれぞれに罰金50万円と罰金20万円の略式命令を出しました。

不正競争防止法の外国公務員への不正な利益供与を禁止する規定が適用されたのは、1998年の同法18条新設後、初めてのことでした。

(3)2009年1月PCI(東京地裁H21.1.29):

大手建設コンサルタントPCIの従業員等が、ベトナムのサイゴン東西ハイウェイ建設事業に係るコンサルティング契約受注に当たって、契約の受注及び受注後の業務遂行について有利な取り計らいをしてもらうこと等を意図して、同東西ハイウェイ・水環境業務管理局局長（外国公務員）に現金を供与する旨の約束及び、実行をし、並びに実施済の業務に対する代金の支払及び追加変更契約の早期の締結についての同局長の権限行使を促すこと等を意図して現金を供与した事案です。

PCI社は罰金7000万円に、関与した従業員等はそれぞれ懲役2年、懲役1年6月、懲役1年8月に処されました（3名とも執行猶予付き。ただし、うち1名については別件詐欺罪を含みます。）。

量刑事情として、①今回の2回の供与金額がそれぞれ60万米ドル、22万米ドルと高額であり、その金額が合計約243万2000米ドルの現金供与の一環であること、②外国公務員に現金を供与することが常態化していたこと、③巧妙に、組織的かつ計画的に行われたこと、④贈賄額を見込んだ上で、契約代金を水増しするなどしたこと、⑤PCIが海外建設コンサルタントとして長年の実績を有しており、日本の政府開発援助事業や海外コンサルタント業界に対する信頼をも損なうことになりかねないこと、が被告人らにとって不利な事情とされました。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

一方、被告人らにとって有利な事情として、①局長への現金供与額が極めて高額になったのは同局長の法外な要求による面が大きいこと、②同局長から現金支払の執拗な要求がある一方で、ベトナム側の事情による事務の遅滞や相次ぐ業務の変更等により、同局長の権限行使がなければ、実施済の業務に対する代金の支払を受けられない、あるいは追加変更契約の締結等がなされないという状況にあったことなどが挙げられています。

(4)2013年フタバ産業:

報道（起訴状）によると、自動車マフラー大手フタバ産業の役員が、2007年12月ごろ、中国の現地工場の違法操業を黙認してもらうため、広東省東莞市の幹部に3万香港ドル（当時のレートで約45万円）の現金と女性用バッグ（同約14万円）を渡したとされています。

名古屋簡裁は罰金50万円の略式命令を出しました。

同役員は税関職員など数人に5千万円以上の賄賂を渡したとみられていましたが、起訴内容以外の贈賄行為は公訴時効が成立していました。

以上